

古賀市コミュニティ活動災害補償制度のご案内

どんな制度？

市民の皆さんが安心してコミュニティ活動などに参加できるよう、市民団体が行うコミュニティ活動中に万が一事故が発生した場合、通院などにかかる費用の一部を補償する制度です。

利用するには？

- ・事前の届出は不要です。団体や活動内容が対象になるかご不明な場合は、事前にご相談ください。
- ・事故が起こった際、団体の概要を把握できるもの（パンフレット、規約等）、事故発生状況等が説明できるもの（イベント案内ちらし等）、当日参加者の名簿などが必要になります。事故が起こった際に対応できるよう、あらかじめご準備ください。

対象となる団体

以下の全ての条件を満たす団体

- ・活動の拠点が古賀市内にある。
- ・市民により自主的に構成された団体。
- ・地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、生涯学習活動等の公益性のある活動を行う団体。

活動に当たっては
綿密な計画を立て、
事故の未然防止に
努めてください。

主な対象団体		所管課（事故の際の連絡先）
自治会（行政区）・校区コミュニティ・市民活動団体	⇒	まちづくり推進課 942-1165
交通安全団体・自主防災組織・防犯団体	⇒	総務課 942-1112
スポーツ・生涯学習団体	⇒	生涯学習推進課 942-1347
分館活動	⇒	生涯学習推進課公民館係 944-1931
子ども会・育成会団体	⇒	青少年育成課 942-0901
福祉団体・シニアクラブ	⇒	福祉課 942-1150
違反広告物簡易除去ボランティア	⇒	都市整備課 942-1268
アダプトプログラム登録団体	⇒	環境課 942-1127

※当日の活動内容によっては所管課が変わることがあります。

対象となる活動の例

対象となる団体が行う以下の活動等。活動場所への往復途上も対象となります。

地域社会活動	自治会活動、防犯活動、防災活動、清掃活動、資源ごみの回収、交通安全運動、地域の運動会・祭り等
青少年育成活動	地域文庫活動、子ども会育成会活動、スポーツ少年団、非行防止パトロール等
社会福祉奉仕活動	社会福祉施設援護活動（建物の清掃、行事手伝い等）等
生涯学習活動	公民館分館活動、スポーツ活動、文化活動、PTCA活動（学校管理下の活動を除く）等

※事故が起きた際の活動内容で適用の可否を判断するため、例として記載されていても、対象にならないことがあります。詳しくは、お問い合わせください。

対象とならないもの

傷害補償・賠償補償共通	
○政治、宗教、営利を目的とする活動	○指導者や参加者の故意による事故
○自然災害（地震・洪水・噴火等）による事故	
○山岳登坂（特殊技術を要するもの）等危険を伴うスポーツでの事故（武道を除く）、銃器を使用した害獣駆除等危険度の高い活動	
傷害補償	賠償補償
○脳疾患・疾病・心神喪失等の内的要因によるもの、他覚的症候のないむち打ち症や腰痛	○同居の親族に対する賠償責任
○喧嘩や自殺行為、犯罪行為による傷害	○施設の管理瑕疵による事故
○無資格運転や飲酒運転による事故	○自動車による事故

事故が起こった場合の手続き

	手続きをする人	手続き内容
①	団体の責任者	事故報告書等を所管課へ提出（事故発生後、まずはすぐに連絡を！）
②	古賀市	関係書類一式を保険会社へ送付
③	保険会社	請求関係一式を補償を受ける人へ送付
④	補償を受ける人	請求書を保険会社（代理店）へ郵送により提出
⑤	保険会社	市へ請求書提出
⑥	古賀市	請求書に公印押印、保険会社へ提出
⑦	保険会社	請求書を確認後に補償金をお支払い

① 賠償補償事故の場合は、被害物、原因となったもの、現場の写真を撮影しておいてください。

補償の内容

	傷害補償	賠償補償
補償される時	コミュニティ活動中に指導者や参加者がケガをしたときや熱中症、食中毒にかかったとき。	コミュニティ活動中に指導者や参加者の過失により他人を負傷させたり、財物に損害を与えたりして賠償責任を負ったとき。
補償額	入院 1日3,000円 （事故発生日から180日以内） 通院 1日2,000円 （事故発生日から180日以内に受診した90日分を限度） 死亡 1,000万円 後遺障害 1,000万円～30万円	身体賠償：1人6,000万円以内 （1事故3億円以内） 財物賠償：1事故300万円以内 ※免責：5,000円

☆制度についてのお問い合わせ先☆
古賀市役所まちづくり推進課
電話 942-1165

○傷害補償の場合、保険金請求時に領収書の写しが必要になります。
○傷害補償額は定額です。治療費全額が補償されるわけではありません。
○賠償補償の場合、示談は保険会社と協議しながら行います。